【震災復旧・復興に関する地区説明会（鶴ケ丘東地区）】

日時：令和7年5月22日（木）19時～　　会場：鶴ケ丘東公民館

主な質疑（概要）

〇：参加者からの意見・質問

●：町の回答

※補足事項

1. 公共施設復旧の進捗状況及び今後のスケジュールについて

〇地籍のズレに関して、「ズレが大きい・小さい」の基準はあるのか。

●登記と現況のズレが45cm以下であれば、地籍調査事業により当事者間の合意で境界確定・登記が可能であり、費用は国が負担する。45cmを超える場合は土地区画整理事業の適用が想定されるが、これは住民負担が発生する制度である。町としてはズレの大小による負担差が生じないよう、国に要望している。現在、国・県・町によるプロジェクトチームで対応を検討中であり、今後制度改正などがあれば速やかに住民の皆様と共有していく。

〇地籍再調査の開始時期について、3地区で1年ずつ調査がずれるのは遅すぎるのではないか。

●被災の範囲が広いため、現状のマンパワーで示せるのは今回のスケジュールとなる。可能な限り前倒ししたいと考えており、マンパワーも含め、国・県に支援を要望している。

〇みなし仮設住宅の入居期限は2年間とされている。復興スケジュール通りに進まなければ、退去が間に合わないのでは。延長の見通しはあるか。

●入居期間の延長については、町として国に要望している。

2.液状化対策工法に係る実証実験について、3.土地境界の画定に向けた対応について

〇元の境界と現況の境界の間にある土地は売買しなければならないのか。

●ズレの発生した現地の状況にもよるが、隣接する土地所有者との協議により売買となることが考えられる。ただし、協議がまとまらない場合は筆界移動なしとなる場合もある。こうなった場合、将来的に家屋を解体した際などに筆界を正常な状態に戻すとなった場合にはその登記費用は個人負担となる。土地境界の課題は難解であるため、今後、勉強会等を開催し、地域の皆様と理解を深めていきたい。

その他について

〇示された公共施設復旧スケジュールには県道は含まれるのか。

●県道は県の管轄であり、町のスケジュールには含まれていない。ただし、現地確認作業が進められており、復旧は元の位置・高さに戻す方針と聞いている。

〇県道の歩道が隆起し、仮復旧の状態で宅内の上下水道も復旧済みだが、本復旧により道路の高さが変わった場合、再度修繕が必要になる。その費用は町が負担するのか。

●下水道桝については、県道の高さに合わせて町が対応する。また、その影響する範囲をどこまで町が負担するかについては、今後の相談になる。

○被災宅地等復旧支援事業の対象に境界のブロック塀も含めてほしい。

●境界のブロック塀は事業対象外である。

○被災者生活再建支援金の加算支援金の申請期限（令和９年２月１日）までに再建できない被災者もいる。県道の高さが未確定な状況では申請に間に合わない。

●被災者生活再建支援金の加算支援金については過去の事例を鑑みると、申請期限は延長されている。町としても今後の復旧の進捗状況と合わせて、国に延長を要望していく。
県道は現在元の境界の確認が行われている。この確認作業が終了した後、復旧に向け、県道の高さも示されると考える。必要であれば個別に県に確認することができると思われる。

○道路の側溝についての復旧はどうなるか。

●現在、被災した道路について、全域で道路排水に係る仮復旧工事を発注した。雨水の排水については今年度中に対応する。

○鶴ケ丘東公民館前などで側溝が潰れ、雨水が溜まっている。梅雨前に対応できないか。

●梅雨前の対応は約束できないが、雨水が流れない箇所は早急に改善したい。

○土地の境界について、境界のズレが大きい場合はその土地の所有者同士で売買が発生する場合があるとの説明だったが、町はその売買に関与するのか。

●現行制度では民間同士の売買に町は関与しない。

○他人との売買は難航する可能性があるのではないか。

●その場合も想定される。協議がまとまらない場合は、筆界移動なしという取り扱いとなる。

○境界がズレた土地について、町が買い上げて代替地を無償で提供するなどの制度を検討すべきではないか。

●町としても買い上げ制度を検討し、国に要望している。しかし現行制度では危険地として扱われる可能性もあることから、慎重な判断が必要である。

○危険だとレッテルが貼られる可能性のある土地に再び再建するという話になる。ならば、北部地区の高台などの土地に宅地を造成した方が良いと思っている。

●過去の例では地権者の合意形成に 10 年近くを要した。現時点で被災した宅地の買い上げ費用を補填する制度もなく、町単独での対応は困難。国に支援を要望している。

○支援制度に申請し、決定通知を受け取ったが、ブロック塀が対象外だった。着工前であれば変更申請できるか。

●着工前であれば可能である。また、参考として、被災宅地等復旧支援制度については申請限度額に達するまで申請できる。

○以前の住民説明会において、公的な支援を受けた土地は 10 年間売買できないと県の要綱で定められていると聞いた。境界確定や液状化対策などにより公費で事業を受けた土地は売買できるのか。

●以前の質問には被災宅地等復旧支援制度を活用し個人で私有地を再建した場合、10 年間の財産処分の制限があることを説明した。境界確定事業や液状化対策などの公共事業に関

し、個人の財産の処分が制限されることはない。
〇民地に町道が食い込んでいる場合の対応は。
●町道の食い込み分については路線単価等を参考に隣接者との売買協議となる。

〇県道の高さが不明なため、自宅の土間工事ができない。どうすればよいか。
●現時点では県は南部地区については復旧する高さは未定であると思う。方針としては、被災前の高さにすると聞いている。県には進捗を随時確認しているため、もうしばらくお待ちいただきたい。